

元 陳 情 第 2 0 号	デモ出発地として使用できる公園の基準の見直しを求める陳情
付 託 委 員 会	環境建設委員会
受 理 及 び 付 託 年 月 日	令和元年9月11日受理、令和元年9月20日付託
陳 情 者	新宿区四谷————— ————— 代表 ————— 外58名

(要 旨)

新宿区は、2018年6月20日に改定された「デモの出発地として使用できる公園の基準」を見直し、区民がより自由に公園を使用できるようにしてください。

(理 由)

- 1 新宿区は、2018年8月1日以降、「デモの出発地として使用できる公園の基準」(以下、「基準」といいます。)を変更し(以下、新たな基準を「新基準」といいます。)、従前の基準のもとで、区内4か所の公園がデモ出発地として使用できていたのを、新宿中央公園1か所のみ制限する措置をとっています。

この基準変更による規制をおこなう理由として、新宿区は、公園周辺町会及び商店会から頻発するデモによる周辺の交通制約や騒音により迷惑しているため、デモを制限してほしいとの要望を受けたことを挙げ、新基準をヘイトスピーチ対策としても位置付けていました。

- 2 しかし、ヘイトスピーチ対策であれば、ヘイトスピーチに該当するデモのみを規制すればよく、それ以外のデモを広く規制することは、ヘイトデモ規制を口実にしたデモ一般の規制になりかねない過度に広範な制約です(東京弁護士会の2018年7月23日付会長声明より)。

今回の基準の変更により、たとえば毎年3月に商工業者や土建業者が税務署に向けて要請をおこなうためのデモが花園西公園を出発地として平穏におこなわれていましたが、今年3月は、同公園の使用が認められませんでした。他方、ヘイトスピーチデモは、新宿中央公園を出発地として今年6月にもおこなわれました。新基準は、市民の平穏なデモを抑止する一方、ヘイトデモに対する有効な規制とはなっていないと言えます。

- 3 今般、大音量で民族差別・人種差別の主張を繰り返すヘイトスピーチについて公の施設の利用制限の措置を講じることが決まりましたので、デモ出発地として使用できる公園の数を制限し続ける理由は解消されたと言えます。

よって陳情の要旨のとおり、陳情いたします。

元陳情第 2 0 号